

付 録

平成19年9月定例市議会運営日程

会期	月 日	曜日	内 容
1	9月 5日	水	◎ 本 会 議 ○ 署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 市政概要報告 ○ 議案上程
2	9月 6日	木	◎ 休 会
3	9月 7日	金	◎ 休 会
4	9月 8日	土	◎ 休 会
5	9月 9日	日	◎ 休 会
6	9月10日	月	◎ 本 会 議 ○ 一般質問
7	9月11日	火	◎ 本 会 議 ○ 一般質問 ○ 議案質疑・請願陳情上程 —— 付託
8	9月12日	水	◎ 休 会
9	9月13日	木	◎ 休 会 ○ 常任委員会 午前10時 総務文教委員会 終了後 経済厚生委員会
10	9月14日	金	◎ 休 会 ○ 特別委員会 午前10時 中海特別委員会 終了後 空港・基地特別委員会
11	9月15日	土	◎ 休 会
12	9月16日	日	◎ 休 会
13	9月17日	月	◎ 休 会（敬老の日）
14	9月18日	火	◎ 休 会（諸作業日）
15	9月19日	水	◎ 本 会 議 ○ 各委員長報告 ○ 決算議案上程

議決結果一覧

〔報 告〕

報告第12号	議会の委任による専決処分の報告について	9月5日	報 告
--------	---------------------	------	-----

〔人 事〕

議案第49号	教育委員会委員の任命について	9月5日	同 意
議案第50号	公平委員会委員の選任について	9月5日	同 意
議案第51号	人権擁護委員候補者の推薦について	9月5日	推 薦 に 同 意
議案第52号	職員懲戒審査委員会委員の任命について	9月5日	同 意
議案第53号	職員懲戒審査委員会委員の任命について	9月5日	同 意
議案第54号	職員懲戒審査委員会委員の任命について	9月5日	同 意

〔議 案〕

議案第55号	平成19年度境港市一般会計補正予算（第2号）	9月19日	原案可決
議案第56号	平成19年度境港市国民健康保険費特別会計補正 予算（第1号）	9月19日	原案可決
議案第57号	平成19年度境港市下水道事業費特別会計補正予 算（第1号）	9月19日	原案可決
議案第58号	平成19年度境港市介護保険費特別会計補正予 算（第1号）	9月19日	原案可決
議案第59号	政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に 関する条例の一部を改正する条例制定について	9月19日	原案可決
議案第60号	境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改 正する条例制定について	9月19日	原案可決
議案第61号	境港市手数料条例の一部を改正する条例制定に ついて	9月19日	原案可決
議案第62号	鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関 する協議について	9月19日	原案可決

〔選 挙〕

境港市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	9月19日	選 挙
--------------------------	-------	-----

〔決算議案〕

議案第63号	平成18年度境港市一般会計歳入歳出決算の認定 について	9月19日	閉会中の 継続審査
--------	--------------------------------	-------	--------------

議案第 6 4 号	平成18年度境港市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	閉会中の 継続審査
議案第 6 5 号	平成18年度境港市駐車場費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	閉会中の 継続審査
議案第 6 6 号	平成18年度境港市下水道事業費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	閉会中の 継続審査
議案第 6 7 号	平成18年度境港市高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	閉会中の 継続審査
議案第 6 8 号	平成18年度境港市老人保健費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	閉会中の 継続審査
議案第 6 9 号	平成18年度境港市市場関係者詰所事業費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	閉会中の 継続審査
議案第 7 0 号	平成18年度境港市深田川土地区画整理費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	閉会中の 継続審査
議案第 7 1 号	平成18年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	閉会中の 継続審査
議案第 7 2 号	平成18年度境港市介護保険費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	閉会中の 継続審査
議案第 7 3 号	平成18年度境港市汚水処理施設整備費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	閉会中の 継続審査

〔陳 情〕

陳情第 9 号	日豪F T A交渉、畜産酪農危機・地域農業の確立に関する陳情	9月19日	採 択 意見書提出
陳情第 1 0 号	割賦販売法の抜本的改正を求める陳情	9月19日	採 択 意見書提出
陳情第 1 1 号	全国学力・学習状況調査の調査結果を不開示情報とされることを求める陳情	9月19日	不 採 択
陳情第 1 2 号	保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情	9月19日	採 択 意見書提出

〔議員提出議案〕

議員提出議案第 6 号	「日豪F T A交渉、畜産酪農危機・地域農業の確立に関する意見書」の提出について	9月19日	原案可決
議員提出議案第 7 号	「割賦販売法の抜本的改正に関する意見	9月19日	原案可決

	書」の提出について		
議員提出議案第8号	「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出について	9月19日	原案可決
議員提出議案第9号	「後期高齢者医療制度にかかる市町村への国の財政支援拡充を求める意見書」の提出について	9月19日	原案可決

議員提出議案第6号

「日豪F T A交渉、畜産酪農危機・地域農業の確立に
関する意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成19年9月19日 提出

提 出 者

境港市議会

経済厚生委員会委員長 松 下 克

日豪F T A交渉、畜産酪農危機・地域農業の確立に関する意見書

最近の農畜産業をとりまく状況は、オーストラリアとの日豪E P A・F T A交渉の問題や、牛乳の減産、乳価の低下、餌の高騰と三重苦の環境にある畜産酪農家、さらには、品目横断的経営安定対策等の新農政の実施などにより大きく揺れ、農畜産業の経営維持に不安が広がっている。

農業が衰退すれば単に農畜産物の生産減少にとどまらず、耕作放棄地の急速な増加による国土保全機能の破壊、さらには関連産業等地域経済に甚大なる影響が及ぶことも懸念される。

また、地域農業は農山村の環境を保全し、地域の間人関係・地域の文化を育んできたものであり、特に、集落営農は良き共同社会であった集落の間人関係を再生しつつ、地域農業を子供たちに残し、つないでいく重要な手段であることから、地域農業の確立につながる施策が必要である。

よって政府におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. W T O、日豪E P A・F T A交渉では、農畜産物の関税の撤廃、上限関税などに反対し国内農業を守り、安全・安心・安定した食料を確保すること。
2. 畜産・酪農家が安心して生産を継続できるよう、金融対策はもとより、飼料稲等による自給飼料の確保、地産地消の拡大による、牛乳・牛肉等の消費拡大に国をあげて取り組むこと。
3. 新経営所得安定対策は、中山間地域など農村の実態からかけ離れており、集落営農の条件の多様化・弾力化、中小農家支援などの地域農業の確立策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第7号

「割賦販売法の抜本的改正に関する意見書」の
提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成19年9月19日 提出

提 出 者

境港市議会

経済厚生委員会委員長 松 下 克

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

現在、クレジット契約を利用した悪質商法被害を防止するため、政府部内で割賦販売法の改正が検討されているところであるが、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるためには、クレジット会社の責任において被害防止と取引適正化が図られることが必要である。

よって政府におかれては、法改正にあたり、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. クレジット会社は顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
2. クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときには、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。
3. 1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
4. 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 8 号

「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の
提出について

地方自治法第 99 条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 19 日 提出

提 出 者

境港市議会

経済厚生委員会委員長 松 下 克

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康を増進し、国民医療費節減にも役立っていることが「8020運動」によって実証されている。

しかし現実の歯科医療では、歯科診療報酬が抑制されているため、保険給付範囲が年々縮小されている。

また、平成18年の診療報酬改定では、歯周病の定期的管理の条件が厳しくされ、事実上歯周病の治療・定期的管理は保険で行えなくなった。

さらに、義歯の作成・調整のための診療報酬が低く抑えられているとともに厳しい条件が付加されたために、従来以上に保険でよりよく噛める入れ歯の提供が困難になっている。

これらのことから、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療の確保さえ危ぶまれる状況に陥っている。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

よって政府におかれては、保険で歯周病の治療・管理が十分にできるとともに、保険でよく噛める入れ歯が提供できるなど、保険でより良い歯科医療が行えるよう、歯科医療制度を改善されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第9号

「後期高齢者医療制度にかかる市町村への国の財政支援拡充を
求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成19年9月19日 提出

提 出 者

境港市議会

経済厚生委員会委員長 松 下 克

後期高齢者医療制度にかかる市町村への国の財政支援拡充を求める意見書

来年４月からの実施にむけ準備が進められている後期高齢者医療制度では、医療費にかかる公費負担として、国、県、市町村の負担割合が定められているが、事務経費等については、広域連合を構成する市町村が負担することになっており、新たな医療制度を導入するにあたり、市町村には多額の財政負担が生じている。

また、制度改正にともなう電算システムの構築や既存システムの改修に要する費用について、国庫補助の基準額がたいへん低く、これも市町村にとって負担の重いものとなっている。

よって政府におかれては、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、国において市町村への財政支援を一層拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。